

◎新潟県告示第693号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おくむら耳鼻科クリニック	長岡市花園南1丁目64番地	令和2年4月30日
抹茶歯科	三条市一ツ屋敷新田285	令和2年4月30日
遠藤歯科クリニック	新発田市荒町甲1456番地3	令和2年4月30日